

## 愛知県の紛争事例から

(平成十一年度分)

♣ 相談内容

♣ 処理内容、解決結果等

本号では、愛知県からお送りいただいた平成十一年度の紛争相談票を要約し、掲載いたします。

当機構では、昭和六二年度から、都道府県の窓口で取り扱った紛争事例を、紛争相談票に基づき要約し、毎年「不動産取引紛争事例要旨集」として刊行しており、平成十一年度版は、今年二月に刊行したところであります。

その内容の一部は、RETIO（四七号及び四八号）でも紹介しておりますが、今回ご紹介する事例も参考になるところが多いと思われますので、一読いただければ幸いです。

### 愛知県

#### 一 売買に関するもの

##### 1 預り金等の返還

###### 業者媒介

平成十一年四月、業者の媒介で、住宅建築用の土地を紹介され、気に入ったので優先して契約交渉をするため、仮受金として一〇〇万円を支払ったが、その後、その土地が以前沼地だったことがわかり、白紙にして欲しい

と言うと、地主に渡す分もあるし、経費もあるので一〇〇万円は返せないし、もう一〇〇万円支払ってもらうと怒りだした。

♣事情聴取してみると、媒介業者は返さないとは言つてないし、言われば返すことなどで、金銭は返還されたので、口頭勧告とした。

##### 2 重要事項説明の誤り

###### 業者媒介

平成六年一月、業者の媒介で、地主から借りていた土地を買い受けた売買契約を締結し引渡しを受けた。当初、賃借した際には、ガレージを建てており、購入した土地はガレージの建っていた土地の全体だと思っていたが、

実際には、ガレージは購入した土地と隣接地にまたがって建つており、購入した土地は、ガ

レージの建つていた土地の一部であった。購入後、家を建てようとしたが、一筆の土地の間に赤道もある上、購入した土地は接道していないため、家が建たない。

♣事情聴取したところ、業者は重説の不備を認めた。買主は、宅建業保証協会に申立て、協会の仲裁により和解した。重説書の不備等につき、文書勧告とした。

### 3

#### 業者売主

○平成二年九月、売主業者から、新築戸建住宅を八、七〇〇万円で買い受けた売買契約を締結し、引渡しを受けた。既存宅地であると重説書に記載があったが、売主業者の代表者が農家分家住宅として建築確認を取得しており、転売や増築にあたり制限があることを隠していたので、契約を白紙にし、代金を返還して欲しい。

♣事情聴取したところ、本件土地は、都計法上の既存宅地には該当しないにもかかわらず、虚偽の記載をし、都計法四三条の制限に関し、重説書に記載がないため文書勧告とした。

### 4

#### 業者売主

○平成一〇年一一月、新聞チラシを見て、市街化調整区域内の土地を見に行き、売主業者から仮申込のことだったので、現地の仮設テントで書類に署名をし、一万円を支払った。署名した時はあたりが暗く確認できなかつたが、後でよくみると売買契約書だつた。チラシをよく見ると、建築不可とあり、契約を白紙解約したい。

♣業者に事情聴取してみると、沿道サービスを目的とした建築は可能だが、一般住宅まで建築できるとは言つていいことだが、広告に誤解が生じる記載があることについて、文書勧告とした。契約は白紙解約したとのことであつた。

### 5

#### 業者媒介

○平成四年四月、業者の媒介で、中古戸建住宅を三、〇〇〇万円で買い受ける売買契約を締結した。最近、売却しようとしたところ再建築不可のものであつた。重説書には、市街化調整区域との記載があるが、書面を渡されただけで再建築不可については説明を受けて

いない。

♣媒介業者に事情聴取してみると、売主から書類だけ作れと言われて作つただけで、説明は売主が行つたと聞いているとのことであつたが、法令上の制限に関し、重説書の記載不備であることは認めており、媒介業者を文書勧告とした。

### 6

#### 業者媒介

○平成一〇年一一月、業者の媒介で、市街化調整区域内の中古戸建住宅を二、三〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、入居した。重説書には、再建築不可と記載されているが、口頭で建替えできるとの説明だつた。調べてみると店舗併用住宅として建築確認を受けたもので、利用制限もあるので、買い戻して欲しい。

♣事情聴取してみると、このような物件の取引は現実には結構あり、再建築不可だから価格も手頃のことであるが、説明不十分を認め、媒介業者は手数料を返還し、売主は物件を買い戻した。媒介業者を口頭勧告とした。

### 7

#### 業者売主

◆平成二年五月、建設業者の紹介で、売主業者から事務所及びその敷地を買い受けた売買契約を締結した。売主業者と媒介業者とは、契約日に媒介業者の事務所で初めて会ったが、契約に際して重説書は交付されなかつた。引渡し後、住宅を建築しようとしたら、市街化調整区域内の土地で、居住用の住宅は建築できないので、契約を白紙解約したい。

売主が業者でありながら、保全措置を講じないまま一割を超える金員を受領していたので、売主業者、媒介業者ともに、文書勧告とした。農転費用や分筆費用を売主業者が負担し、媒介業者が手数料を半額にすることで、契約を履行する合意がなされた。

平成一〇年一月、業者の媒介で、中古マシンションを買い受ける売買契約を締結し、入居したところ、公共下水道接続工事費用として戸当たり一二万円を負担することが、平成一〇年五月に管理組合総会で決議されていることがわかった。業者の調査ミスなので、費用を負担して欲しい。

調査してみると、重説書は交付されてなく、法令上の制限について説明されていないが、売主業者が買い戻すことで和解が成立した。売主業者、媒介業者とともに、口頭勧告とした。

(2) 重要な事実の不告知

業者媒介

☆平成一一年七月、業者の媒介で、家庭菜園として借りていた土地を、住宅用地として一、四五〇万円で買い受ける売買契約を売主業者と締結し、手付金二九〇万円を支払った。農地転用の手続等に関し説明がなく、諸費用についても不審な点があるので、契約を白紙解約したい。

◆ 売主業者、媒介業者とも農地転用の手続なしに契約を締結しており、手付金についても

業者媒介

平成一〇年三月、業者の媒介で、売主業者から土地を七、一〇〇万円で買い受ける売買

契約を締結したが、境界の一部が明示されておらず、隣地の建物の雨どいや物干し場等が越境しており、ガス管も地中で越境しているとのことなので撤去して欲しい。

♣事情聴取したところ、隣地の建物について  
は取壟し予定であつたため、越境の確認を

怠つた旨認めた。売主業者は、ガス管の除去を行い、越境部分について測量し、越境部分

の面積に応じ約四三万円を支払うことで合意した。売主業者、媒介業者とも口頭勧告とした。

10

1

業者媒合

平成二年四月、業者の媒介で、自宅の隣接地が売りに出ていることを紹介され、売主業者から二、〇〇〇万円で土地を買い受ける  
売買契約を締結したが、重説書には公簿、実測面積とも一四三・〇六m<sup>2</sup>あるのに、実測面積が公簿面積より五m<sup>2</sup>少ないことが、後から判明した。媒介業者に少ない分の損害賠償して欲しい。

♣事情聴取してみると、分筆のときの三斜求積表を測量図と誤つて重説書に記載したとのことで、媒介業者を口頭勧告とした。

12

**業者売主**

平成六年九月、売主業者から、中古戸建住宅を購入したが、本件土地は共有者のいる路地状敷地でしか接道しておらず、各々が単独で所有している敷地に、共有者の一方が建築すると、他方が建物が建築できないことが、最近になつてわかつた。

調査してみると、本件土地は旗竿状の路地状敷地でしか接道しておらず、路地状敷地部分は、奥の土地所有者との共有であるため、一方より建築確認申請がなされると、他方の申請は受理されないとのことであった。売主業者は、これらの建築基準法の接道要件などの説明はしていないが、本件土地を買い戻したので、口頭勧告とした。

**3 契約解除****(1) 手付解除**

13

**業者売主**

平成一〇年五月、売主業者から、新築戸建住宅を三、〇〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し手付金一〇万円を支払った。その後、帰り道、他の物件を見たらそちらのほうがよかつたので、手付放棄で解除する旨、内容証

明を同日発送したところ、売主業者から違約金二九〇万円を請求する旨、提訴された。

事情聴取したところ、通常売買代金の一割の三〇〇万円を手付金とするところ、買主の強い要望で一〇万円にしたとのことであった。手付放棄に対し違約金を請求しているため、売主業者を文書勧告とした。

14

**業者売主**

平成一〇年四月五日、売主業者から、都市計画区域外の土地を三五〇万円で買い受ける売買契約を締結し、手付金として同日二万円、中間金として四月八日に三三万円を支払った。その後、業者の説明に不審な点が多いので手付放棄で解除を申し出たが、中間金を返還しない。

**業者売主**

重説書に、登記、法令制限、電気・ガス等施設整備の状況等に関する事項の記載について不備が多く、取引主任者をして重説を行なわせておらず、手付放棄による解約にもかかわらず中間金を返還しなかつた。他の案件(二、二二)もあり、事情聴取にも出席しないうえ、平成一年五月に六ヶ月の業務全部停止処分も受けているため、売主業者を免許取消処分とした。

15

**業者売主**

平成一一年六月、売主業者から、新築戸建住宅を七、八八〇万円で買い受ける売買契約を締結し、同日手付金として三九〇万円支払ったが、手付放棄で解約したい旨伝えると、契約書に手付解除の期限が一ヶ月と設定されており、それを徒過しているからと、違約金を請求された。

事情聴取してみると、手付解除の期限を設定することが業法違反になるとは知らなかつたとのことであるが、手付放棄で解約することで買主と和解したとのことなので、売主業者を口頭勧告とした。

16

**業者媒介**

平成一一年七月、業者の媒介で、中古戸建住宅を三、〇五〇万円で買い受ける売買契約を締結し、同日手付金として一〇万円支払った。手付放棄で解約を申し入れたのに、何ら説明のないまま、解約を拒否されている。

事情聴取してみると、契約書に内金として記載した分についても手付金として扱い、合計した金額でなければ手付放棄による解約は

できないつもりだったとのことであるが、一〇万円の放棄により解約に応じることとしたので、媒介業者を口頭勧告とした。

## (2) ローン条項

17

### 業者代理

◆平成二一年一〇月、業者の代理で、売主業者から新築マンションを三、一八〇万円で買受ける売買契約を締結したが、公庫融資一九七〇万円全額が利率二・六%で借りられるとの説明だったのに、そのうちの三〇〇万円は利率が三・六%になることがわかり、ローン特約による白紙解除を求めたら、手付解除になるとと言われた。業者が融資条件の説明を怠ったのに、手付金全額が取られるのは納得できない。

◆事情聴取してみると、三〇〇万円分の金利が変わるのは、買主の住民票の移転の不備により「はじめてマイホーム加算」の融資枠が使えないためとのことだが、白紙解約に応じることとしたので、代理業者を口頭勧告とした。

## (3) その他

18

### 業者売主

◆平成二一年七月、売主業者から、建築条件付土地を二、八〇〇万円で買い受ける売買契約を締結し、同日手付金として二八〇万円支払ったが、紹介された請負業者は、売主業者でも代理業者でもなく、請負業者との間で、請負業者を変えたいと売主業者に申し入れたところ、それはできないと言われた。

◆事情聴取してみると、白紙解約ということで解決していることだが、建築条件付土地売買で売主又は代理業者以外が請負業者となっているため、売主業者を文書勧告とした。

19

### 業者売主

◆平成二一年七月、売主業者から、別荘用地として都市計画区域外の土地を二二九万円で買い受ける売買契約を締結し、同日手付金として一万円、翌日中間金として二二万円、負担金として六〇万円支払った。司法書士から契約書の物件の表示が異なり、売主業者が所持する権利をもつておらず、売主業者も認めたので、契約解除となつたが支払済の金

員が返還されない。

◆調査してみると、契約書や重説書に不備があり、手付金等の保全措置もなされていないので、指示処分とした。支払済の金員は返還された。

## 4 履行遅延

### (1) 工事遅延

20

### 業者売主

◆平成二一年七月、売主業者から、新築戸建住宅を三、八八〇万円で買い受ける売買契約を締結し、同日手付金を一〇〇万円支払ったが、同年一〇月末入居予定との説明だったのに一ヶ月に入つても工事に着工しないので、契約書を確認したら引渡し日の記入がない。

◆調査してみると、建築確認前に契約しており、売買契約書に引渡し日、残代金支払日、登記の移転時期の記載がない等、不備があるが、引渡し日を確定し、工事を進める旨の念書を売主業者が差入れ、和解したので、口頭勧告とした。

### (2) 登記・引渡し遅延

21

◆登記・引渡し遅延

## 業者売主

平成二一年一月一五日、売主業者から、別荘用地を九八万円で買い受ける売買契約を締結し、同日現地のテントで手付金として三万円、同月一八日に中間金として五万円、二七日に四〇万円、二月一日に五〇万円と代金全額を支払ったのに、移転登記がなされない。

●事情聴取してみると、買主の買増しの要望により、分筆登記等のやり直しのため手続きが遅れたとのことだが、重説書に、公法上の制限や、施設負担金、温泉引湯権料等八一万円の代金以外の金銭授受の記載がなく、手付金等の保全措置もなされていなかつた。他の案件（一四、二二）もあり、事情聴取にも出席しないうえ、平成一年五月に六ヵ月の業務全部停止処分も受けているため、免許取消処分とした。

22

## 業者売主

平成二一年三月七日、売主業者に、別荘地の購入に当たり預り金として三万円を支払い、二三日、二十四万円で買い受けた売買契約を締結し、二三日に七一万元支払い、三〇日に残金全額を支払ったのに、所有権移転登記をしてくれない。

23

## 業者売主

●調査してみると、登記遅延は、司法書士があるが、重説の不備等の他の業法違反もみられ、他の案件（一四、二二）もあり、事情聴取にも出席しないうえ、平成一年五月に六ヵ月の業務全部停止処分も受けているため、免許取消処分とした。

24

## 5 その他

## 業者媒介

●平成二一年六月一三日、売主業者から、都市計画区域外の土地を六四万円で買い受ける売買契約を締結し、同日現地のテントで一万元、同月一八日に五万円、同月二五日に五八万円と代金全額を支払ったのに、移転登記をしないので解約を申し入れたところ、売主業者は了解し、代金は返還すると言つたのに、返金されない。

25

## 業者代理

●業者の代理で、数筆の土地を売却するに当たり、代理契約においては、売れ残った場合には業者が買取る旨の特約を設けていたのに、一年後、売れ残った土地の買取りを求めたら拒否された。

●事情聴取したところ、業者が紹介した買主を売主が断つたりしたので、買取りには応じられないし、また代理契約から一般媒介契約に変更した点で、すでに買取特約は失効しているとのことだが、媒介契約にかかる有効期間不明や、流通機構への未登録等の違反が見られるので、口頭勧告とした。

業者  
主

26

○平成二年三月、業者の媒介で、売主業者から、一棟の賃貸マンションを一億八、七〇〇万円で、賃借人が入居したまま購入した。保証金と売買代金とは別勘定で精算してもらえたものと思い、売主業者に保証金の引継ぎを求めたら、売買価格に含まれているとして取り合ってくれない。

を依頼したところ、業者の買主がついて土地売買契約を締結したが、売買契約書にはAとBが媒介業者としてあつた。Aに媒介報酬を請求され、売買代金の三%相当額を支払つたが、領収書には「仲介手数料の半額」とあり、「代理手数料六% + 一二万」が並べて書いてあつた。

♣事情聴取すると、買主業者から媒介報酬が取れないため、売主から代理報酬として請求しようと併記したことであつた。結局は本件取引においては媒介報酬の上限額しか受領していないため、不当に高額の報酬を請求したことに関し、媒介業者二社を口頭勧告とした。

ことであるが、媒介業者を口頭勧告とした。  
※二九と同一業者。

※二八と同一業者。

30

業者媒介

平成一年 媒介業者の広告を見て 中古

業者の対応に不信があつたので、断つた。後

日、別の媒介業者から同一物件の紹介を受け、

この業者で売買契約を締結した。前の業者の二三ヶ月前、同

の業者が怒鳴り込んで来た。

◆事情聴取してみると、値引きや測量等条件

交渉をさせるだけさせ、契約条件を整えてお

平成二年七月、媒介業者Aに土地の売却

27

## 二 媒介契約に関するもの

1 超過報酬請求等

ので、売主業者、媒介業者を口頭勧告とした。

0

30

業者媒介

◆平成二年、媒介業者の広告を見て、中古

戸建住宅が気はかり、買付説明書を出したがが  
業者の忖度で云々言はれて、新規の後、後

日、別の媒介業者から同一物件の紹介を受け、

この業者で売買契約を締結した。前の業者の

ことは力丸夫と言はれていたが、その後前

♣ 事情聴取してみると、値引きや測量等条件

交渉をさせるだけさせ、契約条件を整えてお

交渉をさせるだけさせ、契約条件を整えてお

いて、他の業者に話をもつていて契約したのは許せない、一言あつてしかるべきじやないかとのことだが、媒介契約書も交付しておらず、威圧により生活の平穏を害する行為をしているため、口頭勧告とした。

31

## 業者媒介

◆平成二一年、隣地の所有者から「土地を売ることにしたが、媒介業者に任せがあるので、買いたいのならそちらへ行つてくれ」と言われたので、媒介業者に行つたところ、その業者との請負契約により住宅建設をしないのなら売れないなど、断られた。

32

## 業者媒介

◆事情聴取したところ、建築しないということだけで売却を断つたことはないとのことだが、媒介業者を口頭勧告とした。本件土地は、申立人とは別人が購入した。

接確認したが、売買契約成立後、前の媒介業者が違約金を請求してきた。

◆事情聴取してみると、売主から別の媒介業者を入れたいとの話があり、違約金については説明し、売主から了解も得ており、媒介契約も解除していないとのことであった。しかし、指定流通機構への登録済証の不交付や、文書による業務報告をしていないので、口頭勧告とした。

33

## 業者媒介

◆平成二一年一月、業者の媒介で、中古戸建住宅を購入したが、売主の都合で契約解除となり、売主から手付金の返還と違約金の支払いを受けた。媒介業者から媒介報酬の請求を受け支払ったが、媒介業者のやり方に不審もあつたので、支払うのは納得いかない。

◆事情聴取したところ、媒介契約書は交付していないが、媒介報酬の支払いについては重説書や売買契約書に記載し、説明していることだつたが、媒介契約書の不交付や重説の不備から、媒介業者を口頭勧告とした。

34

## 業者媒介

◆平成二一年六月、業者の媒介で、賃貸マンションを借りるため、預り金一五万円を渡し、契約書二通に印鑑を押し渡してしまつたが、その後保証人が立てられないで断りにいつたところ、一五万円は返せないと言われた。

◆業者を事情聴取のため呼び出したところ、聴取日の前日に、申立人より全額ではないが金錢が媒介業者から返還されたと連絡があり、申立てが取り下げられた。

35

## 業者媒介

◆平成二一年九月、業者の媒介で、賃貸マンションが気に入ったので、預り金五万円を支払い申込んだが、一度審査が通つたとのことだつたのに、後日賃貸できないと連絡があった。いい加減なので、申込みを撤回し、五万円の返還を申し入れたが、返金されない。業者に電話にて確認したところ、預り金が返還された。

## 三 賃貸に関するもの

## 2 重要事項説明の誤り

## 1 預り金等の返還

36

**業者媒介**

平成九年八月、業者の媒介で、工場用地として土地を賃借していたが、契約一年後の最近になつて、契約後数カ月経つた時点で仮換地指定の通知を受けていたことがわかつた。媒介業者は、契約時に土地区画整理事業の計画があることを知っていたのではないか。換地の減歩によつて工場の作業に支障をきたすので、賃貸借契約を解除するか、損害賠償請求したい。

♣事情聴取したところ、当時の取引主任者が退社しているので詳しい事はわからないが、土地区画整理事業の計画があつたことは認められた。重説の不備について、媒介業者を文書勧告とした。簡易裁判所で、貸主及び媒介業者は連帶して解決金一〇〇万円を支払い、借主は未払賃料九〇万円を支払う旨の調停が成立した。

37

**業者媒介**

平成一一年五月、業者の媒介で、事務所を借り受ける賃貸借契約を締結したが、重説書の交付がなく、取引主任者も立ち会つておら

ず、契約を不當に急がされた。「物件の接道は現在四mだが、平成一二年中に六mに拡幅される」との説明だつたのに、実際には異なるようで、媒介報酬を貸主、借主双方から各一カ月分受領している。

♣事情聴取したところ、重説書の未交付や超過報酬については認めたが、契約日については貸主、借主双方の都合で日程を決めたもので、不当に急がせたことはないとのことだった。道路の拡幅については、実際には早くても三年先で平成一二年中でないため、将来の環境に係る断定的判断の提供を行つており、媒介業者を指示処分とした。

38

**業者媒介**

平成一一年九月、業者の媒介で、賃貸マン

ションを借りたが、入居してみたら、シャワーと換気扇等、設備の壊れているものが多く、貸主も修繕してくれない。契約前に設備の状況を聞いていれば契約しなかつた。

39

**業者媒介**

平成一一年九月二五日、業者の媒介で、店舗を借り受ける賃貸借契約を締結し、一〇月二七日に媒介報酬として一八〇万円を媒介業者に、一一月二日に保証金として一、〇〇〇万円、一二月二九日に賃料として一八九万円を貸主に支払つたが、その後、差押を受け、店舗が使えなくなつた。重説も受けていなし、媒介業者は貸主の倒産情報を知つていたのに、告知しなかつた。

**3 契約解除**

40

**業者媒介**

平成一〇年、業者の媒介で、店舗開設目的で土地を定期借地で借り受ける契約を締結した。当初から隣接地も借りる旨、業者には伝えてあり、業者も大丈夫だと言つていたのに、

ていないことや重説書の不交付を認め、賃貸借の媒介では登記簿の調査はしていないとのことなので、指示処分とした。媒介業者が借主に損害金を支払うことで和解した。

隣接地を借りりることはできなかつた。既に借りた土地で、店舗を開業しているが、隣接地を借りられなかつた違約金を請求したい。

♣ 事情聴取してみると、業者は借主に隣地の賃貸借契約が成立することを保証もしていないし、定期借地の条件にもしていないとのことであつたが、重説書の不交付につき、媒介業者を口頭勧告とした。なお、店舗の請負工事について媒介業者が請け負つており、裁判で、借主が媒介業者に未払いの請負工事代金一、八五〇万円を支払う旨の判決が言い渡された。

#### 4 超過報酬請求等

41

##### 業者媒介

平成一一年六月、業者の媒介で、倉庫を貸す賃貸借契約を締結したが、媒介報酬として賃料の二ヶ月分にあたる一六〇万円を支払わされた。

♣ 事情聴取してみると、貸主から一ヶ月分、借主から一ヶ月分報酬を受領したのは事実で、貸主には一ヶ月分を返却したことであるが、他の案件(二四)と併せ、指示処分とした。

